

MY企業年金通信

No. 2017-08

明治安田生命保険相互会社
 総合法人業務部
 団体年金コンサルティング室
 TEL: 03-3283-9094

【今号のコンテンツ】

NO	内 容	分 類			
1	【制度関連】下限及び最低積立基準額の計算に適用される予定利率の改正について	厚年基金	DB	DC	その他

ポイント

1. 下限及び最低積立基準額の計算に適用される予定利率の改正について

平成30年4月1日以降に適用される次の予定利率が、3月30日付で告示されました。

ア. 掛金計算に適用される予定利率の下限（いわゆる「下限予定利率」）＝「0.0%」

平成29年度に適用されていた率は「▲0.1%」で0.1ポイントの引上げとなります。

イ. 最低積立基準額の計算に適用される予定利率＝「1.24%」

平成29年度に適用されていた率は「1.46%」で0.22ポイントの引下げとなります。

1. 掛金計算に適用される予定利率の下限について

平成30年4月以降を基準日として、確定給付企業年金の掛金率（額）を計算する場合に適用される予定利率の下限（いわゆる「下限予定利率」）が「0.0%」に設定されました。

年 度	下限予定利率
平成26年度	0.7%
平成27年度	0.5%
平成28年度	0.3%
平成29年度	▲0.1%
平成30年度	0.0%

【厚生労働省告示第150号】

下限予定利率は「直近5年間に発行された10年国債の応募者利回りの平均又は直近1年間に発行された10年国債の応募者利回りの平均のいずれか低い率」を基準として設定されています。（「確定給付企業年金法並びにこれに基づく政令及び省令について（法令解釈）」第4）

平成30年4月1日～平成31年3月31日までを基準日として掛金率（額）を算定する場合（財政再計算・変更計算等）の予定利率は、「0.0%」を下回ることができなくなります。

2. 最低積立基準額の計算に適用される予定利率について

平成30年4月以降を基準日として、確定給付企業年金の最低積立基準額を計算する場合に適用する予定利率が「1.24%」に設定されました。

年 度	予定利率
平成26年度	2.00%
平成27年度	1.90%
平成28年度	1.76%
平成29年度	1.46%
平成30年度	1.24%

【厚生労働省告示第151号】

最低積立基準額の計算に適用される予定利率は「5年間に発行された30年国債の利回り」を勘案して定められています。(確定給付企業年金法施行規則第55条第1項第1号)

「1.24%」は、平成30年4月1日～平成31年3月31日までを基準日とする非継続基準の財政検証に適用される利率です。(平成30年3月末決算は、平成29年度の予定利率を適用)

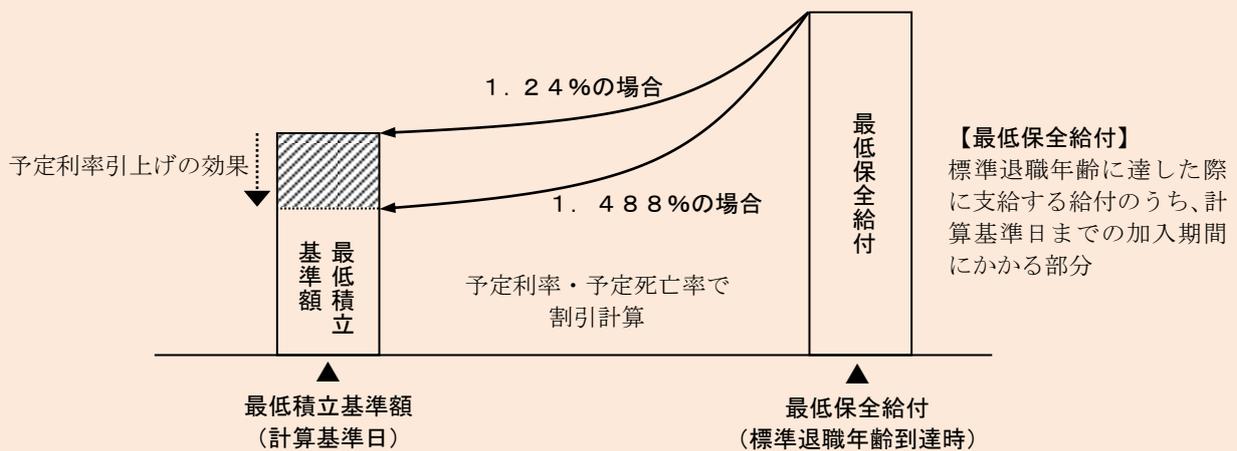
この予定利率は代議員会の議決や労働組合等の同意を条件に次の範囲で変更することが可能です。

年 度	告示の予定利率	乗数	変更後の予定利率
平成29年度	1.46%	0.8～1.2	1.168%～1.752%
平成30年度	1.24%	0.8～1.2	0.992%～1.488%

最低積立基準額は、非継続基準の財政検証において、最低保全給付を「予定利率・予定死亡率」で割引計算して算出するため、最低積立基準額と予定利率の関係は、次のとおりとなります。

予定利率の引上げ ⇒ 最低積立基準額の減少 **予定利率の引下げ ⇒ 最低積立基準額の増加**

◎予定利率を変更した際の最低積立基準額の影響イメージ（平成30年度決算で1.488%適用の場合）



【厚生労働省告示第150号・151号】は次のURLにてご確認ください。

- ・ <https://kanpou.npb.go.jp/20180330/20180330g00070/20180330g000700389f.html>
- ・ <https://kanpou.npb.go.jp/20180330/20180330g00070/20180330g000700390f.html>